

第1回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 12人
会長 1番 内海 武博
会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則
5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二
8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 11番 日南田貴美
12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治
4. 欠席委員 4番 上野 悟 10番 荻田 光
5. 議事録署名委員の指名 14番 島津 健治 2番 作田 博
6. 議事日程
 - 第1 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件9筆)
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件4筆)
 - 議案第3号 非農地証明申請について(1件1筆)
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
 - 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)
 - 第2 協議事項
 - (1) 下限面積(別段の面積)の設定について
 - 第3 報告事項
 - (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (2) 非農地通知について
 - (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - (4) 農地の売買実例価格について
 - (5) 農業相談について
 - 第4 連絡事項
 - (1) 今後の日程
 - (2) 農地利用最適化推進委員の公募について
7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)
(開会) 13時28分
事務局 はい、ただいまから総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにしてください。また、総会中に席を立たれるときは議長の了解を得てください。では会長、挨拶をお願いいたし

ます。

会長

はい。みなさん、改めまして、おめでとございます。ご承知のように、今年は今月末からのコロナウイルス、オミクロン株が急拡大、感染拡大して大変なことになっておりますが、広島県においても全地区にまん延防止等重点措置が適用になりました。また、当初は今月末ぐらいまでということでしたけれども、来月 20 日まで伸ばすようにもなりました。昨晚見たニュースでは、オミクロン株には二通りあって、今は 1 番目でその次 2 番目がもうすでに出かかって、今の第 6 波が終息する前に第 7 波が来るのではなかろうかと報道がされており、ほんとに大変な年明けとなりました。それからですね、年初めに、仲間である最適化推進委員の垣内委員さんがお亡くなりになりました。ほんとに心から哀悼の意を表したいと思います。古来から「無病息災」という言葉がありますが、近年では「一病息災」と言うんだそうです。一病あることによって定期的に病院へ通われて、検診等受けられる。そういうことによって早く異常・異変の発見でき、対応が出来るということ、この「一病息災」と言うようです。そうゆうふうなことも踏まえまして、大変なコロナ禍でありますけれども、コロナの基本的な対策に十分気を付けながら、日頃から体調維持を行いまして、農業委員たる勤めをですね、皆さんと共に果たして行きたいというふうに思います。どうぞ皆さん、お体にはご自愛くださいますようお願いいたします。

それでは第 1 回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任の委員は 14 人、本日の出席委員さんは 12 人です。欠席の報告が 4 番上野委員さんと 10 番荻田委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立といたします。本日の総会の議事録署名者は、14 番 島津健治委員さん、2 番 作田博委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長

付議事項に入る前に、権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集 60 ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下 3 件 7 筆について議案集により報告。)説明については以上です。

議長

はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策の為、現地調査説明委員からの説明を農業委員会事務局から行い、事務局の説明および報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。よろしく申し上げます。

(付議事項)

(議案第 1 号)

議長

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(3 件 9 筆)を議題といたします。

議長

はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集 1 ページをご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定

による許可申請について」です。(議案集により 1 から 3 件目の申請内容及び
現地調査内容について朗読説明。)

(議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■	■■■■	(渡) 高齢であり、昨年末より病気で 耕作困難となり譲渡する。 (受) 農業経営規模の拡大を図りたい ので購入する。	勝見・黒木啓・藤高	田 3 筆 畑 1 筆	6,070 m ²
			(現地確認) 1 月 17 日 9:40 から 3 名の委員 で実施され、特に問題は無いとの意見をいた だいております。		
■■■■	■■■■	(渡) 遠方の為、耕作・管理が困難な ため売却する。 (受) 農業経営規模の拡大を図りたい ので購入する。	是竹・堀田・湯川	畑 3 筆	1,362 m ²
			(現地確認) 1 月 16 日、9:20 から 3 名の委 員で実施され、特に問題は無いとの意見をいた だいております。		
■■■■	■■■■	(渡) 高齢で耕作が困難となり、農業 後継者もいないため譲渡する。 (受) 所有権を取得することにより、 将来の農地荒廃不安を無くし安定した 農地管理を行いたい。	松尾・宮迫	田 2 筆	7,084 m ²
			(現地確認) 1 月 19 日、8:10 から 2 名の委 員で実施され、特に問題は無いとの意見をいた だいております。		

事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。
質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成
の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。あり
がとうございました。

(議案第 2 号)

議長 続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(4
件 4 筆)を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 18 ページをご覧ください。議案第 2 号「農地法第 5 条の規
定による許可申請について」です。(議案集により 1 から 4 件目の申請内容
及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第 2 号の内容「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■ (所有権移転)	■■■■	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	田 1 筆 1,348 m ² 第 2 種農地 農用地区域外
(現地確認) 1 月 17 日、9:00 頃から 3 名の委員で実施され、問題				

		ないというご報告をいただいております。		
■■■■ ■■■■ (所有権移転)	■■■■	太陽光発電設備	行吉・勝負・黒木啓	田1筆 1,041㎡ 第2種農地 農用地区域外
		(現地確認) 1月17日、9:00頃から3名の委員で実施され、問題ないというご報告をいただいております。		
■■■■ (所有権移転)	■■■■	宅地分譲地	堀田・是竹・茶谷	田1筆 2,875㎡ 第3種農地 農用地区域外
		(現地確認) 1月16日、9:00頃から3名の委員で実施され、排水環境に再度確認が必要であるため、申請者が計画(配置図)を修正し、この内容で問題ないというご報告をいただいております。		
■■■■ (所有権移転)	■■■■	宅地分譲地	堀田・是竹・茶谷	田1筆 624㎡ 第3種農地 農用地区域外
		(現地確認) 1月16日、9:00頃から3名の委員で実施され、問題ないというご報告をいただいております。		

事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第3号)

議長 続きまして、議案第3号「非農地証明申請について」(1件1筆)を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集53ページをご覧ください。議案第3号「非農地証明申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第3号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■	■■■■ ■■■■	田1筆 3.3㎡ (現況宅地) (始末書提出)	平成15年頃	地目変更	湯川・是竹・茶谷
				(現地確認) 1月16日、9:30頃から3名の委員で実施され、非農地であるご報告をいただいております。	

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。

質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請どおり許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、挙手全員により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第4号・第5号)

議長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、別冊議案第4号「農用地利用集積計画の作成について」それから同じく、別冊議案第5号「農用地利用配分計画の作成について」併せて説明いたします。まず別冊議案第4号の2ページをお開きください。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明。)10年以上の設定が、全体個人の中で10筆12,765㎡。全体法人の中で4筆6938㎡。

甲山地区	31筆	38,235㎡	世羅地区	70筆	98,581㎡
世羅西地区	65筆	128,659㎡	合計	166筆	265,475㎡
		(田 163筆 263,080㎡、畑 3筆 2,395㎡)			

続いて議案第5号の農用地利用配分計画ですが、これは農地中間管理機構へ集積された後、配分されるものになります。甲山地区宇津戸の4筆6,938㎡を宇津戸の上田さんへ配分する計画が出ております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

本日の議案は、全てご審議頂きましたのでここで協議事項に移らせて頂きます。併せて議長も交代いたします。折元副会長よろしく願いいたします。

(議長交代・折元副会長が進行)

13時50分

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集57ページをご覧ください。協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」案でございます。こちらにつきましては、企画課で登録している空き家バンクに付随した農地を処分するため、特段の面積の設定を

行うものでございます。適用区域につきましては[]の[]
でございます。事務局からは以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
議長 ございませんか。
議長 それでは原案とおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「非農地通知について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集61ページをご覧ください。報告事項(2)「非農地通知について」です。こちらについては、61ページから66ページの方に令和3年12月28日に非農地通知を送付しました。これは皆さんご存じのとおりですが、推進委員さんに農地パトロールを行って頂きまして、事務局でも併せて確認した結果によるものです。地目別に、田142筆、畑148筆、雑種地2筆、山林1筆でございます。雑種地と山林は、登記簿上が雑種地と山林で農地台帳上の現況は、これまで農地で登録をしていたものですが、この度、農地台帳上の農地ではないということで送付したものでございます。合計筆数は293筆、面積が202,330.40㎡でございます。以上です。

- 議長 事務局からの説明が終わりました。
議長 それでは、報告事項(3)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集67ページをご覧ください。報告事項(3)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」です。(以下議案集により朗読説明)
(報告事項(3)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[]	[] 他7筆	田8筆 計13,319㎡	H18年8月1日	[]より相続
[]	[]	畑1筆105㎡	S56年2月18日	[]より相続
[]	[]	畑1筆386㎡	S27年10月15日	[]より相続

以上です。

- 議長 事務局からの説明が終わりました。
議長 それでは、報告事項(4)「農地の売買実例価格について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集68ページをご覧ください。報告事項(4)「農地の売買実例価格について」です。こちらの調査につきましては、平成26年分より開始し

ております。調査対象につきましては、各年とも1月1日から12月31の間において、農地法第3条申請により許可した案件から算出しておりますが、空き家バンクでの購入等や山林や宅地を含んだ全体での金額を記載されているものにつきましては除いております。地目が田圃につきましては、令和2年度ですが、平均売買価格、有償のみで10a当たり121,140円、無償を含めると84,271円、有償と無償の割合ですが、有償が69.6%、無償が30.4%、件数は23件。地目が畑につきましては、平均売買価格、有償のみで10a当たりが174,353円、無償を含むと10a当たりが124,538円、有償と無償の割合ですが、有償が71.4%、無償が28.6%、件数は7件でございます。以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

議長 それでは、報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集69ページをご覧ください。報告事項(5)「農業相談について」です。相談日は、令和4年1月5日(水)に伊尾自治センターについて相談員は、吉儀委員と夏見委員でした。相談は2件ございました。1件目は農地を農地以外に変更したいがどのようにすればよいか。ということでした。耕作できないという理由で地目変更は出来ないことと非農地の要件についても併せて説明しております。また、転用目的であれば4条申請により、総会后に地目変更が可能となりますので、申請書の記入の説明をして様式を手渡して完結しております。続いて2件目ですが、農地所有者と農地を交換したが、土地所有者から所有権移転登記はしなくてよいと言われ、所有権移転登記をされてなかったが、所有権移転登記はした方がよいかということでご相談がございました。自分の土地として権利を主張するためには、所有権移転登記は必要、農地の所有権移転につきましては3条申請・許可が必要になる旨を併せて説明しております。農業相談につきましては以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集71ページをご覧ください。連絡事項(1)「今後の日程」でございます。(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
2月2日	農業相談	東自治センター	桜井委員 得納委員	コロナ対策のため中止
2月8日	令和3年度 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会	広島国際会議場 地下2階ダリア	各委員	Web会議に変更(各自自宅)
2月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館 2階打ち合わせ室	役員全員	9:30~

2月25日	第2回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館 3階 会議室2	委員全員	13:30~
-------	-------------------	--------------------	------	--------

以上です。

議長 それでは、連絡事項(2)「農地利用最適化推進委員の公募について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、別紙資料「農地利用最適化推進委員の公募について」をご覧ください。会長からもございましたとおり、令和4年1月5日、垣内農地利用最適化推進委員が亡くなりました。このため、後任の農地利用最適化推進委員を次のとおり公募する予定です。今後の予定、少し早まるかもしれませんが、2月2日(水)から2月27日(日)に無線放送、ケーブルテレビ、ホームページ等で周知する予定でございます。募集期間は24日以上必要ですのでこのようにさせていただいております。2月28日(月)に書類審査・選考し、3月25日(金)の第3回農業委員会総会に「農地利用最適化推進委員の委嘱について」議案を提出し、ご承認を頂けるようであれば、4月1日(金)に、農業委員会長から農地利用最適化推進委員の委嘱状交付と説明等を行う予定です。任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年7月19日の予定でございます。その下は参考としまして世羅町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱(補充)第11条に、欠員が生じた場合には速やかに補充に努めなければならない。という根拠の要綱となっております。事務局からは以上です。

議長 その他で、事務局から何かございますか。

議長 はい、それでは委員さんの方から何か連絡する事がありますか。

議長 ございませんか。

会長 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

会長 はい、お配りしました、脱炭素の流れの中で読売新聞(1月20日)に「建機、農機電動化の波」の記事です。ただし、電動化していくと電気が足らなくなるという議論もありまして複雑な思いであり、こういう時代になって行くんだらうかなと言うふうな懸念もあったわけでございました。

議長 はい、他には何かありますでしょうか。

議長 ありがとうございます。これを持ちまして第1回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは新型コロナウイルス感染症防止対策のため事務局で行いますのでよろしくをお願いします。

(閉会)

(14時04分)